平成２３年（フ）第９７号
兵庫県川西市清和台東２丁目４番地の59
債務者　池田　和代
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０７号
兵庫県伊丹市野間７丁目７番８―102号
債務者　西岡　義純
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１８号
兵庫県川西市新田２丁目３番４号　301、前住所兵庫県川辺郡猪名川町広根字清水１番地の４
債務者　立山　佑樹
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１２６号
兵庫県伊丹市北河原２丁目１番33号、前住所大阪府大阪市北区大淀中３丁目12番14号　ベルデフラッツ梅田北403号
債務者　後藤　久美
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９８５号
兵庫県尼崎市次屋３丁目２番３―403号
債務者　川﨑　　瞳
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６７号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目20番５―602号
債務者　牟礼　千帆
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１２号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目43番７号
債務者　藤本　啓一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１３号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目43番７号
債務者　藤本　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２４号
兵庫県西宮市上ヶ原八番町14番37号サンパレス21上ヶ原201号
債務者　樋元　栄作
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０号
徳島県海部郡海陽町宍喰浦字正梶188番地２
債務者　吉永眞喜代
1　決定年月日時　平成23年４月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１７０号
北九州市戸畑区高峰１丁目１番28号
債務者　山口　洋隆
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２００号
北九州市八幡西区大浦２丁目５番26号
債務者　齋田　美子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５６６号
大阪市鶴見区鶴見１丁目２番６―204号
債務者　渡邉　　得
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１５号
大阪市城東区今福西５丁目３番26号
債務者　上野奈美枝
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８３号
大阪市淀川区新北野３丁目11番８号　エスリード塚本204号
債務者　松村こと　李　　秀奉
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８２５号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―508号
債務者　平山美智子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８９５号
大阪市住吉区帝塚山東４丁目６番13号
債務者　近藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部